

# 議 事 録

## 第 17 期名護市農業委員会 第 32 回 総 会

令和 5 年 4 月 27 日 (木)

名護市農業委員会 第 32 回総会

開催日時 令和 5 年 4 月 27 日（木）午前 16 時 00 分～17 時 00 分

開催場所 名護市 21 世紀の森体育館 第 1・2 会議室

出席委員（農業委員）

1 番	川上 達也	○	2 番	岸本 信子	○	3 番	名城 政幸	◎
4 番	野原 朝行	◎	5 番	仲村 正司	○	6 番	前川 好男	○
7 番	伊波 實	○	8 番	具志堅 安盛	○	9 番	宮城 政喜	×
10 番	比嘉 晴	○	11 番	比嘉 清隆	○	12 番	仲原 由香里	○

（農地利用最適化推進委員）

13 番	塩浜 康允	○	14 番	比嘉 勲	○	15 番	宮里 強	○
16 番	山城 秀樹	○	17 番	呉屋 信竹	○	18 番	伊波 興助	○
19 番	平 智昭	○	20 番	宮城 直人	×	21 番	上間 光成	○
22 番	玉城 司	○	23 番	宮城 二郎	×	24 番	野原 三喜郎	×
25 番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

- 議 案 第 189 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
 第 190 号 農地転用事業計画変更承認申請について  
 第 191 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
 第 192 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
 第 193 号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第 194 号 非農地証明願について  
 報告 農地法第 5 条許可申請の取り下げ願について  
 報告 名護市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の改正について

(開会)

議長           これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は3番、4番の委員を指名しますので、よろしくお願いします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第32回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第189号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について)

事務局       整理番号1番 農用内、面積862㎡。従事者2人、計画作物はミカン、従事日数200日となります

整理番号2番 農用内、面積1,320㎡。従事者2人、計画作物はミカン、従事日数120日となります。

整理番号3番 農用内、面積3,304㎡。従事者3人、計画作物はバナナ・パパイヤ、従事日数96日となります。

整理番号4番 農用内、面積4,056㎡。従事者3人、計画作物はショウガ・レモン、従事日数200日となります。

整理番号5番 農用内、面積10,124㎡。従事者1人、計画作物はトマト、従事日数250日となります。

整理番号6番 面積920㎡。従事者2人、計画作物はシークワーサー、従事日数240日となります。

整理番号7番 面積2,338㎡。従事者2人、計画作物はシークワーサー、従事日数250日となります。

整理番号8番 農用内、面積2,748㎡。従事者1人、計画作物はカボチャ、従事日数250日となります。

整理番号9番 農用内、面積3,113㎡。従事者1人、計画作物はドラゴンフルーツ、従事日数210日となります。

整理番号10番 面積6,986㎡。従事者7人、計画作物はウコン、従事日数150日となります。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑がないようなので、当該案件について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 190 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 749 m<sup>2</sup>。土地を有効活用するために一般個人住宅での申請。5 条申請整理番号④番と同時申請となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑がないようなので、当該案件について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 191 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用内、面積 1,100 m<sup>2</sup>。土地を有効活用するため農業用施設での申請となっております。

整理番号 2 番 農用外、面積 387 m<sup>2</sup>。土地を有効活用するため貸駐車場での申請となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑がないようなので、当該案件について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 192 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 157 m<sup>2</sup>。所有権移転、土地を有効活用するための建売住宅での申請。

整理番号 2 番 農用外、面積 132 m<sup>2</sup>。所有権移転、土地を有効活用するための一般個人住宅での申請となっております。

事務局

整理番号 3 番 農用外、面積 800 m<sup>2</sup>。賃貸借、土地を有効活用するための診療所での申請となっております。

整理番号 4 番 農用外、面積 749 m<sup>2</sup>。所有権移転、土地を有効活用するために個人の一般個人住宅での申請となっております。事変整理番号①番と同時申請となっております。

整理番号 5 番 農用外、面積 445 m<sup>2</sup>。使用貸借、土地を有効活用するために住宅兼製作所での申請となっております。

整理番号 6 番 農用外、面積 58 m<sup>2</sup>。所有権移転、土地を有効活用するため保養所での申請となっております。

整理番号 7 番 農用外、面積 262 m<sup>2</sup>。所有権移転、土地を有効活用するため駐車場での申請となっております。

整理番号 8 番 農用内、面積 430.43 m<sup>2</sup>。賃貸借、土地を有効活用するため休憩所・事務所・農業用倉庫での申請となっております。

整理番号 9 番 農振外、面積 268 m<sup>2</sup>。所有権移転、土地を有効活用するための駐車場での申請となっております。

整理番号 10 番 農振外、面積 697 m<sup>2</sup>。所有権移転、土地を有効活用するため宅地造成での申請となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑がないようなので、当該案件について可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第 193 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 5 年 4 月 25 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 11 名。譲受人 9 名。設定筆数 14 筆、面積 27,892 m<sup>2</sup>。内、賃借権 9 筆、使用貸借権 3 筆、解除条件付き使用貸借権 2 筆となっています。

整理番号 1～4 番 5 年の賃貸借。予定作物は牧草。

整理番号 5 番 10 年の使用貸借権。予定作物は野菜。

整理番号 6～7 番 5 年の賃貸借。予定作物はキビ。

整理番号 8 番 5 年の賃借。権予定作物は草地。

整理番号 9～10 番 1 年の使用貸借権。予定作物はパイン。

整理番号 11 番 3 年 11 ヶ月賃貸借。予定作物はマンゴー、ウコン、花卉。

整理番号 12 番 5 年の賃貸借。予定作物はパイン。

整理番号 13～14 番 10 年の解除条件付き使用貸借権。予定作物はハーブ類、シークワサー。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 整理番号 9～10 番について、1 年の使用貸借権となっているが問題はないのか。

事務局 9～10 番に関しては 1 年の使用貸借権の後、すぐに所有権移転となる予定のため問題ありません。

議長 外に質問はありませんか。質疑がないようなので、当該案件について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 194 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農用外、面積 288 m<sup>2</sup>。当該地は農地としての活用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 2 番 農用外、面積 5.14 m<sup>2</sup>。当該地は農地としての利用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 3 番 農用内、面積 10,156 m<sup>2</sup>。当該地は山林化した土地に至っておらず、農地としての利用は困難でないため、証明不可と判断する。

整理番号 4 番 農用内、面積 4,835 m<sup>2</sup>。当該地は山林化した土地に至っておらず、農地としての利用は困難でないため、証明不可と判断する。

整理番号 5 番 農用外、面積 35 m<sup>2</sup>。当該地は農地としての利用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 6 番 農用外、面積 2.97 m<sup>2</sup>。当該地は農地としての利用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 7 番 農用内、面積 1,292 m<sup>2</sup>。当該地は農地としての利用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑がないようなので、当該案件について整理番号 3～4 番を否決。その他を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議無し。

(報告 農地法第 5 条許可申請の取下げについて)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 1,095 m<sup>2</sup>。貸し資材置場として申請後に転用計画中止のため取下げとなります。

(報告 名護市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の改正について)

事務局 名護市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則について

名護市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(規程)(平成14年農業委員会訓令第2号)の全部を改正します。

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び名護市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第2号)を施行するために必要な事項は、名護市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則(令和5年規則第8号)の規定の例によります。

附則としてこの要綱は、令和5年4月1日から施行します。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これを持ちまして、第32回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 名城 政幸 印

署名委員 野原 朝行 印